

入 札 説 明 書

件名：液体クロマトグラフ - タンデム四重極型質量分析計 一式

令和 7 年 1 0 月

新潟市財務部契約課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 競争入札に付する事項

（1）件名及び数量

液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析計 一式

（2）履行の内容等

別紙仕様書のとおり

（3）履行場所

新潟市西区中野小屋1631番地（新潟市食肉衛生検査所）

（4）履行期限

令和8年3月31日

（5）入札方法

総価で入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札に参加する者に必要な資格

（1）本市の入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること

（2）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（3）新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（4）日本国内で液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析計の導入実績のある者であること。

（5）新潟市競争入札有資格業者指名停止等措置要領での別表第2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しないものであること。

（6）秘密保持誓約書（別記様式第2号）を提出できる者であること。

（7）機能証明書（機器等明細一覧）（別記様式第3号）を提出できる者であること。

（8）令和4～6年度液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析計納入等実績一覧表

(別記様式第4号)を提出できる者。

- (9)仕様書に記載の同等以上の性能を有する調達を提案する場合、同等品申請書(別記様式第5号)を提出できる者であること。

3. 問い合わせ先

新潟市財務部契約課物品契約係

郵便番号 951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話：025-226-2213(直通)

FAX：025-225-3500

電子メール：keiyaku@city.niigata.lg.jp

4. 競争入札参加申請等

- (1)入札参加者は、一般競争入札参加申請書(別記様式第1号)に、秘密保持誓約書(別記様式第2号)、機能証明書(機器等明細一覧)(別記様式第3号)、納入等実績一覧表(別記様式第4号)、を添えて、令和7年10月30日(木)午後5時までに第3項の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて提出しなければならない。

なお、第2項第9号に該当する場合は、同等品申請書(別記様式第5号)を併せて提出することとする。

持参する場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

また、提出された書類に関し説明を求められた場合は、随時それに応じなければならない。

- (2)競争入札参加申請後に入札参加を辞退するときは、その旨を書面で届け出ること。
- (3)競争入札参加資格確認結果については、本項第1号により提出された書面に基づく審査の上入札参加資格の有無を決定し、令和7年11月11日(火)までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を発送する。
- (4)申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5. 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2号により、入札保証金は免除する。

6. 入札及び開札

- (1)入札及び開札日時、場所

令和7年11月19日(水) 午後1時30分

新潟市役所本館入札室

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

- (2)郵送による入札書等の提出期間及び提出先

令和7年11月12日(水)から令和7年11月18日(火)午後5時までに第3項の

場所へ提出すること（書留郵便に限る。）

（３）入札参加者又はその代理人は、別添の仕様書、契約書（案）及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。

また、仕様書について疑義がある場合は、質疑書（別記様式第６号）を令和７年１０月２日（木）から同年１０月１６日（木）午後５時までに第３項の場所へ電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

（４）入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

（５）入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

（６）入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札室に入室することができない。

（７）入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に第４項第３号の規定により入札参加資格有と通知された一般競争入札参加資格確認結果通知書（写し可）、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状（別記様式第８号）を提出すること。

（８）入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。

（９）入札参加者又はその代理人は、入札の際次の各号に掲げる事項を記載した入札書（別記様式第７号）を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

ただし、代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、氏名、受任者名（代理人の氏名）及びその押印

イ 入札金額

ウ 履行場所

エ 品名（件名）及び数量

オ 品質・規格

詳細に記載すること。又は「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

（１０）入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。

（１１）郵送により入札する場合は、入札書は封書とし、その封皮に入札の日付、品名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載すること。

また、入札書を入れた封筒を二重封筒とし、その外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きの上、本項第７号で示す一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封し、書留郵便で郵送すること。

加入電信、電報、電話、電子メール等その他の方法による入札は認めない。

（１２）入札書等及び委任状は、ペン又はボールペン（鉛筆、消せるボールペンは不可）を

使用すること。

- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書等の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印すること。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- (16) 談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は延期し若しくは抽選により入札者を決定するなどの場合がある。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合において、有効とする入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、本項第1項の入札及び開札の日時以降に再度の入札を行う。再度入札の方法については、別途指示する。また、第7項各号に該当する無効入札をした者は、再度入札に加わることができない。
- (19) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規程により、再度入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

7. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (10) 本項第4号又は第5号に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

8. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由、並びに当該請求を行った者の入札が無効とされた場合においては無効とされた理由を、速やかに当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

9. 契約の停止等

本調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

10. 契約保証金

新潟市契約規則第33条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とし、現金、銀行が振り出し、若しくは支払い保証した小切手又は無記名の国債若しくは地方債をもって充てる。ただし、同規則第34条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

11. 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結しなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができる。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 落札者は、落札金額に対応する項目（機器等）ごとの内訳明細書を作成し、速やかに本市に提出すること。

12. 支払いの条件

本契約に係る代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13. 契約条項

別添「契約書（案）」による。

14. 競争入札参加資格審査申請

第4項第1号で規定する一般競争入札参加申請時に、第2項第1号で示す名簿に登録され

ておらず、本入札に参加を希望する者は、「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書」を令和7年10月16日（木）までに次の申請先へ提出しなければならない。申請書類は、新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか、新潟市財務部契約課で交付する。

この場合、入札参加者は、本申請書類の一部である「政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを第4項第1号で規定する提出書類に含め、一般競争入札参加資格審査受付確認票を行うこととする。

申請（問い合わせ）先 郵便番号951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市財務部契約課物品契約係
電話：025-226-2213（直通）
http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top

16. その他

（1）入札書の到着確認、入札参加者数及び入札参加者名の問い合わせには一切応じない。

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

項 目		摘 要
入 札 公 告 年 月 日		令和 7 年 1 0 月 2 日
公 告 番 号		新潟市契約公告第 8 2 号
調 達 物 品 名		液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析計一式
競争入札参加資格者 名 簿 へ の 登 録		☐ 済 ☐ 申請中 業 者 コー ド :
添 付 書 類		☐ 秘密保持誓約書（別記様式第 2 号） ☐ 機能証明書（機器等明細一覧）（別記様式第 3 号） ☐ 納入等実績一覧表（別記様式第 4 号） ☐ 同等品申請書（別記様式 5 号）※該当する場合のみ
連絡先	担 当 者	
	電 話	
	F A X	
	e - m a i l	

秘密保持誓約書

_____（以下「乙」という。）は、「液体クロマトグラフ－タンデム四重極型質量分析計 一式（以下「本件」という。）」の秘密保持に関し新潟市（以下「甲」という。）に対し次のとおり誓約します。

（目的）

第1条 この秘密保持誓約書（以下「本誓約」という。）は、甲が本件において開示した情報の秘密保持について誓約するものです。

（秘密情報）

第2条 本誓約において秘密情報とは、甲から乙に対して明確に秘密と指定されて開示される本件の仕様書等の情報で、公には入手できない情報とします。

（適用除外）

第3条 前条にかかわらず、本誓約に関して次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。

- （1） 公知の情報
- （2） 甲から乙が開示を受けた後、乙の責によらないで公知となった情報
- （3） 開示について甲の書面により事前の許可がある場合

（秘密保持）

第4条 乙は、甲から開示された秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩しません。また、第三者への秘密情報の開示が真に必要な場合は、乙はあらかじめ甲の書面による承諾を得ることとします。

（目的外使用の禁止）

第5条 乙は、秘密情報を本件のため必要な限りにおいて利用できるものとし、本件以外の目的には一切使用又は利用しません。

（情報の返還）

第6条 乙は、本件の履行完了後、甲から開示・提供を受けた秘密情報（甲の事前の承諾を得て作成した複製物を含む）を直ちに返還します。ただし、甲から別途廃棄等の指示を受けた場合は、その指示に従います。

（損害賠償）

第7条 乙が本誓約に違反して秘密情報を外部に漏洩し、又は外部に持ち出したことで甲が損害を被った場合、甲は乙に対して損害賠償を請求し、かつ甲が適当とする必要な措置を採ってもかまいません。

（協議事項）

第8条 本誓約に定めのない事項に関しては、別途甲と協議の上、円満に解決を図ります。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第9条 乙は、この契約を履行するに当たり、新潟市情報セキュリティポリシーを遵守します。

誓約日 年 月 日

(乙) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

機能証明書（機器等明細一覧）

年 月 日

（あて先）新潟市長

（申請者）所在地

商号又は名称

代表者氏名 (押印不要)

「液体クロマトグラフ - タンデム四重極型質量分析計 一式」の入札に関し、仕様書に記載されている仕様を満たす機器等であることを証明するため、以下のとおり機能証明書を提出します。

仕様対応番号	品名	仕様	製造元	数量	仕様書との適合

※ 複数枚になる場合は、右にページ番号を付してください。(_ページ / 全_ページ)

- 注1 仕様欄には、選定機器等の仕様を具体的に明示し、適合欄に新潟市の仕様との差異についてコメントを記述すること。
- 注2 オプション機器等を追加している場合は、当該機器等を該当欄に記載すること。
- 注3 提案機器等の仕様を裏付ける書面（カタログ、メーカー発行の証明書、技術資料等）を添付すること。
- 注4 虚偽の記載があった場合は、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づき、指名停止処分を受けことがある。
- 注5 複数枚になる場合、2枚目以降の日付・あて先・申請者欄は省略して差し支えない。
- 注6 当該内容については、企業秘密等が含まれ公開することで企業に不利益を与えるおそれがあることから、原則として公開しない。

別記様式第4号

令和4～6年度液体クロマトグラフ-タンデム四重極型質量分析計
納入等実績一覧表

公告番号 新潟市契約公告第82号

件名 液体クロマトグラフ-タンデム四重極型質量分析計 一式

No.	納入先名称	納品年月日 (リース期間)	品名・機種名	納品・リース の有無
例	新潟市食肉衛生 検査所	2025年3月31日	Xevo TQSmicro/ ACQUITY Premierシステム	納品
1				
2				
3				
4				
5				

※上記のとおり報告いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

(押印不要)

同等品申請書

公 告 番 号 新潟市契約公告第 8 2 号
件 名 液体クロマトグラフ - タンデム四重極型質量分析計 一式

(/ 枚)

No.	P／N	品名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※上記のとおり性能資料およびカタログを添え，同等品の認定を申請いたします。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

(押印不要)

質 疑 書

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者)

(電話番号)

(ファックス番号)

- 1 公告番号 新潟市契約公告第82号

- 2 件名 液体クロマトグラフ-タンデム四重極型質量分析計 一式

質 疑 事 項

注1 回答は、本質疑書の提出締切後 10 日以内に新潟市財務部契約課ホームページ内の本件の一般競争入札公告一覧に掲載します。

注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注3 提出期限は令和7年10月16日（木）午後5時です。提出期間を過ぎた場合は受理しません。

入札（見積）書

令和 年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

印

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ
入札（見積）いたします。

金額		百		千		円	
履行場所	新潟市西区中野小屋1631（新潟市食肉衛生検査所）						
品名	品質・規格	数量		単価		金額	
				円		円	

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

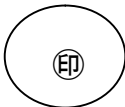
入札（見積）書

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。
（委任状を提出している場合は、社印・代表者印は省略できます）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町
〇丁目〇〇番〇〇号
氏名 △△株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇



・代表者本人が入札する場合は記入不要です。
・委任する場合は、受任者名を記入し、委任状と同じ印を押印してください。

受任者 〇〇 〇〇

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ

入札（見積）いたします。

総額（税抜）の金額を記入してください。
下記の「金額」と同額。

金 額	¥	百	〇	〇	〇	千	〇	〇	円	〇
履 行 場 所	〇〇〇〇〇〇									
品 名	品 質 ・ 規 格		数 量		単 価		金 額			
〇〇〇〇〇〇〇〇	△△△		〇〇		〇〇〇〇円		〇〇〇〇〇円			
“仕様書のとおり” という記載でも結構です。										

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

別記様式第8号

委任状

令和 年 月 日

新潟市長様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 印

受任者 氏名 印

記

件名 液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析計 一式

[記載例]

委 任 状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟市入札参加資格申請で登録している所在地、名称及び代表者を記載し、登録している「使用印」を押印してください。

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。



印

記

件 名 ○○○○

液体クロマトグラフ - タンデム四重極型質量分析計

購入仕様書（食肉衛生検査所）

令和7年 10月

新潟市

仕 様 書

1 構成

液体クロマトグラフ - タンデム型質量分析計 一式

(1) タンデム四重極型質量分析計（以下、「MS/MS」という） 1 台

(2) 液体クロマトグラフ分析計（以下、「LC」という） 1 台

(3) ソフトウェア 一式

(4) パーソナルコンピュータ 2 台

(5) プリンタ 1 台

(6) 窒素ガス発生装置 1 台

(7) 付属品

2 参考銘柄

日本ウォーターズ株式会社 Xevo TQSmicro/ACQUITY Premier システム

※上記の参考銘柄以外の同等の品質、機能を有する製品の納入を希望される場合は、入札（見積書提出期限）の前日までに、問い合わせ先（新潟市食肉衛生検査所）にファクシミリ又はメールにて申し出て了承を得てください。

3 納品場所

新潟市食肉衛生検査所 2 階 分析室（エレベーター無し）

4 納期

令和 8 年 3 月 31 日までに上記納品場所にて使用できる状態で設置すること。

5 機器仕様の性能等

(1) MS/MS

1. MRM による測定が可能であること。
2. エレクトロスプレーイオン化（ESI）、大気圧化学イオン化（APCI）両方に対応するマルチプローブを備えること。
3. イオンの引き込み部（コーン）を工具無しで分析部の真空を保持した状態で、着脱、洗浄ができること。
4. イオンの取り込み口は詰まりの少ないオリフィス型であること。
5. 検出器は長寿命フォトマルチプライヤーであること。MS/MS 本体にソフトウェアから制御可能なシリンジポンプを内蔵しており、LC を介さずイオン源に直接試料を導入できる機構であること。
6. MRM と MS スキャンを 1 回の注入で同時測定可能なこと。
7. 質量範囲 2～2000 を含むこと。

8. スキャンスピード 20000Da/秒以上であること。
9. MS/MS 本体にディバートバルブを内蔵しており、バルブの設定位置をソフトウェアから確認できること。アルゴンガスによるコリジョン機能を有すること。
10. ダイナミックレンジ 6 桁であること。
11. 最短デュエルタイム 0.8 ミリ秒以下であること。レセルピン感度 1pg S/N 600,000:1 以上であること。
12. 外付け真空ポンプはオイルフリースクロール型であること。
13. 一斉分析において化合物毎に任意のイオン引き込み電圧（コーン電圧）を設定できること。
14. 動物用医薬品アンピシリンについて、エリア値 250,000 以上確保されていること。(0.1ppb, 10 μ L Inj)
15. 動物用医薬品デキサメタゾンについて、エリア値 24,000 以上確保されていること。(0.1ppb, 0.5 μ L Inj)
16. 動物用医薬品プレドニゾロンについて、エリア値 39,000 以上確保されていること。(0.1ppb, 0.5 μ L Inj)

(2)LC

1. 化合物・金属間の非特異吸着を低減するため、サンプルと接する内部配管表面は化学的に修飾処理を施した部材を使用していること（耐久性に劣る Peek 等の樹脂は不可）。また、同一処理を施した分析カラムを備えていること。
2. 送液方式は直列ダブルプランジャー方式であること。
3. デュエルボリュームがミキサーも含め 400 μ L 以下であること。
4. リークセンサーを装備しソフトウェアから自動モニタ可能なこと。
5. 流量範囲 0.01～2ml/min の範囲を含むこと。
6. 最大作動圧力が 100MPa 以上であること。
7. 使用 pH 範囲が 1-12.5 であること。
8. 4 溶媒以上の真空脱気装置を内蔵していること。
9. 3 液以上のグラジエントが可能であること。
10. 流量正確度 $\pm 1.0\%$ より優れた性能を有すること。
11. 流量精度 0.075%RSD より優れた性能を有すること。
12. 混合正確度 $\pm 0.5\%$ より優れた性能を有すること。
13. 混合精度 0.15%RSD より優れた性能を有すること。
14. プランジャー及びプランジャーシール洗浄機能を装備していること。
15. 注入範囲 0.1～10 μ L の範囲を含むこと。
16. 注入精度 0.25%RSD (5.0～100.0 μ L) より優れていること。
17. サンプル数として 2ml バイアル 96 本設置可能であること。
18. 注入部温度制御範囲は 4 $^{\circ}$ C～40 $^{\circ}$ Cであること。
19. カラムヒータは内径 2.1～4.6mm、長さ 150mm までのカラムを 1 本収納可能であること。
20. カラムヒータの温度制御範囲は室温+5 $^{\circ}$ C～90 $^{\circ}$ Cをカバーすること。

21. カラムヒータはプレヒート機能を有すること。
22. カラムの仕様履歴を自動でソフトウェアに記録できること。

(3)ソフトウェア

1. 1 台の PC で MS/MS 及び LC を制御できること。
2. 多検体、多成分の測定データを一括して定量可能なこと。
3. 1 バッチの分析において、取り終えたサンプルについてはバッチ完了していない状態でも解析処理が可能であること。
4. 解析用 PC においては日本語仕様であること。

(4)パーソナルコンピュータ

1. OS は Windows10 以降の最新バージョンとし、英語もしくは日本語であること（解析用 PC においては日本語仕様）。
2. CPU：Intel Xeon W3-2425 以上
3. メモリ：64GB 以上
4. SSD:512GB HDD：12TB 以上
5. モニタ：23 インチ以上液晶モニタ
6. PC 本体及び液晶モニタは保証期間を導入から 4 年間とすること。
7. 解析用 PC（ノート型）を準備すること。

(5)プリンタ

1. A4 両面对応、モノクロレーザプリンタであること。

(6)窒素ガス発生装置

1. 調達機器本体に必要な窒素ガスの純度と流量を得ることができるものであること。
2. 電源は 100V 仕様であること。
3. 測定中以外は電源を OFF して問題ないこと。
4. 測定終了後自動でコンプレッサーの電源を OFF できる機能を有すること。

(7)付属品

1. 2mL ガラスバイアル及び 2mLPP バイアルを各 300 本付属すること。
2. 動医薬分析用 ACQUITY Premier BEH™C18 1.7 μm 2.1×100 mm カラムを 1 本付属すること。

6 その他

1. MS/MS 部、LC 部および分析カラムが同一メーカーであり、メーカーによるダイレクトサポートであること。
2. 既存の高速液体クロマトグラフ - タンデム型質量分析装置一式の撤去・処分を別途費用が

生じることなく行うこと。

3. 処分の際は、関連する法規を順守すること。
4. 分析機器及び分析・解析用 PC を図 1 の設置エリアに適切に設置すること。
(窒素ガス発生装置等の床置きが推奨される装置は現地確認すること)
5. 分析機器、分析用 PC 及び窒素ガス発生装置の設置時に耐震補強を施すこと。
6. 装置の設置に伴う配管、排気及び据付調整を別途費用が生じることなく適切に行うこと。
7. 必要な電源工事は受注者が実施すること。
8. 梱包材等のごみ類を持ち帰ること。
9. 設置・調整後は別途費用が生じることなく動作確認・性能試験及び GLP 試験（LC は OQ レベル、MS/MS は PQ レベル）を行い、文書で記録を残すこと。
10. 現在運用している表 1 に掲げる動物用医薬品の分析メソッドを移管すること。
11. 各種マニュアル等は日本語版を 2 部以上提供すること。
12. 設置・調整後、当所職員に対して操作及び保守に関する十分な説明とトレーニングを無償で実施すること。
13. 上記 12. 以外に操作トレーニングを 4 回以上含むこと。
14. 本システムの利用方法、分析条件等に関する最新情報が定期的に無償で提供されること。
15. 一般にユーザーが実施するメンテナンス等に必要な工具類一式を添付すること。
16. 重大な装置の欠陥による故障が発生した場合、無償で対応または新品と交換すること。
17. 引渡し後、令和 9 年 3 月 31 日までを無償保証期間とし、修繕及びメンテナンス等について無償で実施すること。
18. 日本国内にサービスステーションが置かれ、システム全体のサービス及びサポートが日本語で対応できる体制であること。
19. 電話等で解決できない異常事態が発生した場合は速やかに保守等の対応可能であること。
20. 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に疑義が生じた場合には、食肉衛生検査所と協議すること。
21. 契約終了後、この契約についての業務評価を行う。
22. 納品終了後、納品書を提出すること。

7 契約条項

別紙、「契約書（案）」のとおり

8 問い合わせ先

新潟市財務部契約課物品契約係

FAX : 025-225-3500

E-mail : keiyaku@city.niigata.lg.jp

図1 食肉衛生検査所 2階 分析室

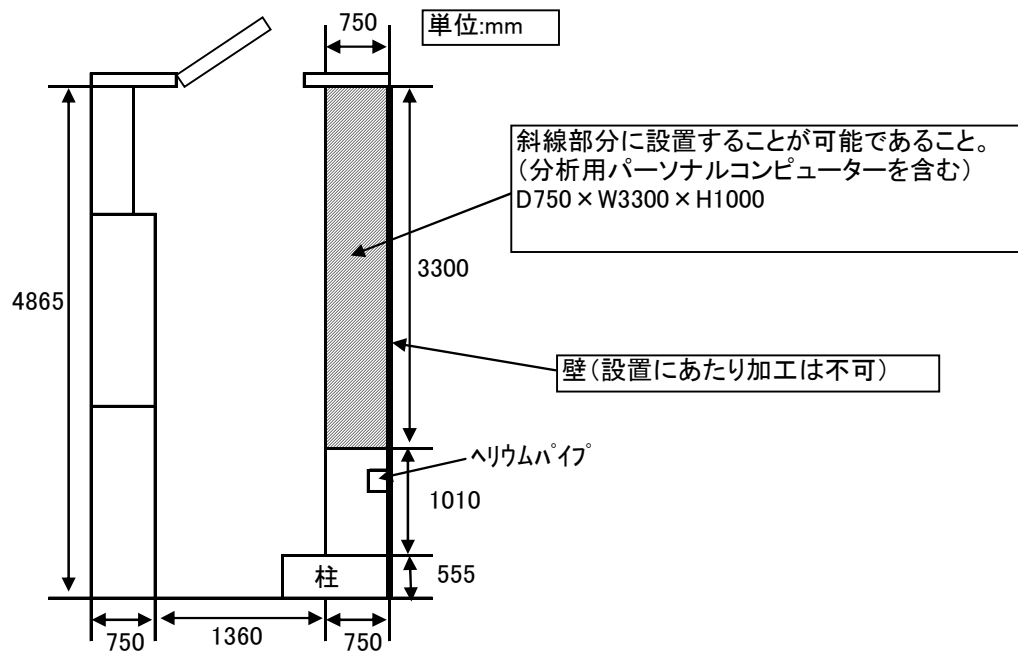


表 1 (※表内の数値については参考値)

	ID	Q1 mass(Da)	Q3 mass(Da)	Dwell time (scheduled RT)
一 斉 試 験 法 I	Erythromycin 1*	734.5	158.1	<u>11</u>
	Erythromycin 2	734.5	576.4	<u>11</u>
	Enrofloxacin 1	360.1	316.1	<u>7.7</u>
	Enrofloxacin 2*	360.1	245.1	<u>7.7</u>
	Ciprofloxacin 1	332.2	314.2	<u>7.5</u>
	Ciprofloxacin 2	332.2	231.1	<u>7.5</u>
	Oxolinic acid 1*	262.1	244.1	<u>12.6</u>
	Oxolinic acid 2	262.1	216.1	<u>12.6</u>
	Orbifloxacin 1*	396.1	295.2	<u>7.9</u>
	Orbifloxacin 2	396.1	352.2	<u>7.9</u>
	Ormetoprim 1*	275.2	123.1	<u>7.3</u>
	Ormetoprim 2	275.2	81.1	<u>7.3</u>
	Xylazin 1	221.1	90.1	<u>8.4</u>
	Xylazin 2	221.1	164.1	<u>8.4</u>
	Sulfadimidine 1	279.1	92.1	<u>9.8</u>
	Sulfadimidine 3*	279.1	124.2	<u>9.8</u>
	Sulfadimethoxine 1*	311.1	156.2	<u>13.5</u>
	Sulfadimethoxine 2	311.1	92.1	<u>13.5</u>
	Sulfadoxine 1*	311.1	156.1	<u>11.7</u>
	Sulfadoxine 2	311.1	92	<u>11.7</u>
	Sulfamethoxazole 1*	254	156	<u>11.9</u>
	Sulfamethoxazole 2	254	92.1	<u>11.9</u>
	Sulfamonomethoxine 1*	281.1	92.1	<u>10.7</u>
	Sulfamonomethoxine 2	281.1	156.1	<u>10.7</u>
	Tylosin 1*	916.6	174.2	<u>11.4</u>
	Tylosin 2	916.6	772.5	<u>11.4</u>
	Danofloxacin 1*	358.256	82.1	<u>7.5</u>
	Danofloxacin 2	358.2	283.3	<u>7.5</u>
	Thiabendazole 1*	202.1	175.1	<u>6.7</u>
	Thiabendazole 2	202.1	131.1	<u>6.7</u>
	Tiamulin 1*	494.3	192.1	<u>11.9</u>
	Tiamulin 2	494.3	119.2	<u>11.9</u>
	Tilmicosin 1*	869.6	174.2	<u>9.3</u>
	Tilmicosin 2	869.6	87.9	<u>9.3</u>
	Dexamethason 1*	393.308	91.1	<u>14.8</u>
	Dexamethason 2	393.308	147.1	<u>14.8</u>
	Trimethoprim 1	291.1	230.3	<u>6.8</u>
	Trimethoprim 2*	291.1	261.3	<u>6.8</u>
	Flubendazole 1*	314.1	282.2	<u>14.5</u>
	Flubendazole 2	314.1	123.1	<u>14.5</u>
	Prednisonlone 1	361.2	147	<u>13.2</u>
	Prednisonlone 2	361.2	121.1	<u>13.2</u>
	Morantel 1	221	123	<u>8.4</u>
	Morantel 2	221	111	<u>8.4</u>
	Lincomycin 1*	407.2	126.3	<u>6.2</u>
	Lincomycin 2	407.2	82.1	<u>6.2</u>
	Valnemlin 1	565.347	262.9	<u>12.6</u>
	Valnemlin 2*	565.347	164	<u>12.6</u>
	Mecillinam 1	259.071	198.9	<u>28</u>
	Mecillinam 2	259.071	113.9	<u>28</u>
	Lincomycin 3	407.2	82.001	<u>3.6</u>
	Marbofloxacin1*	363.2	72.3	<u>7.1</u>
	Marbofloxacin2	363.2	320.2	<u>7.1</u>
	Thiamphenicol 1	354.1	185	100
	Thiamphenicol 2	354.1	79.1	100
	Florfenicol 1	357.795	184.8	100
	Florfenicol 2	357.795	118.7	100

	ID	Q1 mass(Da)	Q3 mass(Da)	Dwell time
個 別 試 験 法	oxytetracycline1	461.099	426.2	100
	oxytetracycline2	461.099	443.1	100
	chlortetracycline1	479.074	444.1	100
	chlortetracycline2	479.074	462.2	100
	tetracycline1	445.069	410.2	100
	tetracycline2	445.069	154.1	100
	Doxycycline1	445.095	428.2	100
	Doxycycline2	445.095	98.1	100
	Doxycycline3	445.095	154.1	100
	Doxycycline4	445.095	201.2	100

個 別 試 験 法	Amoxycillin 1	364.171	223	50
	Amoxycillin 2	364.171	129	50
	Aspoxicillin 1	492.229	206.1	50
	Aspoxicillin 2	492.229	93.2	50
	Ceftiofur 1	522.147	126.9	50
	Ceftiofur 2	522.147	67.1	50
	Cloxacillin 1	434.098	293.2	50
	Cloxacillin 2	434.098	257	50
	Mecillinam 1	324.224	183.2	50
	Mecillinam 2	324.224	83.9	50
	Nafcillin 1	413.132	272.2	50
	Nafcillin 2	413.132	73.2	50
	Ampicillin 1	348.098	207.2	50
	Ampicillin 2	348.098	74.1	50
	PenicillinG 1	333.069	192.2	50
	PenicillinG 2	333.069	74.1	50
	Ampicillin-d5-1	353.154	212	50
	Ampicillin-d5-2	353.154	309.3	50
	Benzylpenicillin-d5-1	338.115	197	50
	Benzylpenicillin-d5-2	338.115	294.2	50

個 別 試 験 法	Streptomycin	292	176	120
	Dihydrostreptomycin	293	176	120
	Spectinomycin	351	333	120
	Neomycin	308	161	120
	Kanamycin	485	163	120
	Gentamycin	322	160	120
	Apramycin	271	217	120

契約書（案）

発注機関：

件名			
契約金額	円		
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円	
品名			
品質・規格など	数量 単位	単価	金額
履行期限	年 月 日 まで		
履行場所			
契約保証金			

上記物品供給について新潟市を甲とし、供給者を乙として、甲乙両者は次の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し、この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲新潟市

代表者新潟市長印

乙住所

氏名印

物品供給契約条項

令和5年4月1日改正版

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、物品を履行期限までに引き渡し、甲は、当該物品の引渡しを受けた後、代金を支払うものとする。
- 3 引渡しをするために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 5 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 6 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約と他の契約（甲及び乙間の合意を指し、その名称のいかんを問わない。）の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）、商法（明治32年法律第48号）及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、速やかにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項各号の金員は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げるいずれかの保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 第1項の規定にかかわらず、この契約が新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第34条第3号、第4号、第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、第1項各号に掲げる保証を付すことを免除する。

5 甲は、乙がこの契約の履行をしたときは、速やかに、第1項の規定により納付を受けた契約保証金又は同項の規定により寄託を受けた有価証券等若しくは金融機関等の保証書を乙に返還しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(契約の変更)

第5条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(履行の監督)

第6条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、立会いその他の方法により監督をすることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物品を履行場所に納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は、当該通知のあった日を起算日として10日以内に、乙の立会いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立会いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

3 甲は、納入された物品が前項の検査（第6項の検査をしたときは、同項の検査。以下これらを「検査」という。）に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

4 納入された物品の所有権は、前項の引渡しを受けた時に、乙から甲に移転するものとする。

5 甲は、検査に不合格となった物品について、物品の修補、代替物の納入、不足分の納入又は代金の減額を乙に求めることができる。この場合においては、第13条の規定を準用する。

6 乙は、前項の物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入をしたときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。この場合における検査は、第2項の定めるところによるものとし、その後の手続については、第3項から前項までの規定を準用する。

(検査の遅延)

第8条 甲が、その責めに帰すべき事由により前条第2項に定める検査をしないときは、同項で定める期間が満了する日を起算日として当該検査をした日までの期間（以下この条において「遅延期間」という。）の日数を、第10条第2項に規定する期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延期間の日数が当該約定期間の日数を超えるときは、当該約定期間は満了したものとし、乙は、当該約定期間の日数を超える日数に応じ、同条第3項の規定の例により遅延利息を請求することができる。

(不合格品の引取り)

第9条 乙は、検査の結果、不合格とされた物品については、甲が指定した期間内に、自己の負担により、履行場所から搬出しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、乙の負担により、同項の物品を返送し、又は処分することができる。この場合において、甲は、同項の物品の滅失、損傷等について責めを負わないものとする。

(支払)

第10条 乙は、物品の引渡しを終えたときは、書面をもって当該物品の代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日を起算日として30日以内に代金を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に代金が支払われなかったときは、当該代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第11条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第12条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を引渡すことができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日を起算日として検査に合格する日までの日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に物品の一部の引渡しがあったときは、当該引渡しに係る部分に相当する代金の額を契約金額から控除した

額を契約金額として計算した額とする。

- 3 第1項の違約金は、代金の支払時に控除し、又は契約保証金が納付されているときはこれをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第13条 引き渡された物品が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、当該物品の修補、代替物の納入若しくは不足分の納入（以下これらを「追完」という。）又は代金の減額を求めることができる。

- 2 乙が前項の規定による追完に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に追完させることができる。

- 3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができる。

- 4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が納入の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

(危険負担)

第14条 物品の引渡し前に生じた物品の滅失、損傷等については、乙が危険を負担する。

- 2 物品の引渡し前に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって物品が滅失したときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、代金の支払を拒むことができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正があったとき。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失ったとき。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。

(4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。

(5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

- (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は、乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約条項の一つにでも違反したとき。
- 3 乙は、前2項又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合は、物品の引渡しの前後にかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第2条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は当該担保をもって違約金に充てることができる。
- 5 第3項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。
- (談合その他の行為による解除等)

第16条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定による当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
 - (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による解除をする場合について準用する。
- 3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(賠償額の予定)

第17条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、物品の引渡しの前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
 - (2) 前条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲に当該契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(反社会的勢力の排除)

第19条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為

カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、これに従わない行為

キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項第1号から第3号までの確約に反したことが判明した場合

(2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。